

一時預かり事業(幼稚園型)について

平成27年3月10日

一時預かり事業(幼稚園型)について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」を創設

		【幼稚園型】の要件等									
実施主体	市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)										
実施場所	幼稚園又は認定こども園										
対象児童	<p>主に在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)</p> <p>※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象</p> <p>※ 園児以外の子供については、一時預かり事業(一般型)により対応</p> <p>・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能 (この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要)</p> <p>・ただし、園児以外の子供の利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子供の一時預かりを併せて実施することも可能</p>										
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
資格	保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者 (ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)										
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人 など</td> </tr> </table>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人 など
	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人								
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人 など									
	※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可										
補助単価 (1人当たり日額)	○在籍園児										
	・基本分:平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日										
	- 年間延べ利用者数2,000人超 400円 (*各園の教育時間によって異なる)										
	- 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円(10円以下切り捨て)										
・休日分:土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) 800円											
・長時間加算:標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 100円											
○園児以外の子供											
・8時間/日以下の利用 800円											
・長時間加算:8時間/日を超える場合に加算 100円											
実施形態	利用者の居住市町村が園に委託等して実施(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする (関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態										

一時預かり事業(幼稚園型)の配置職員に算入できる担当職員のパターン

職員の類型		職員が通常勤務する日 ^{※1}			休日	
		(教育課程時間)	(教育課程時間外)		合計8時間まで	合計8時間超
		4時間程度まで	合計8時間まで	合計8時間超		
一時預かり事業の専任職員		○	○	○	○	○
一時預かり事業と幼稚園等の 教員等との 兼務職員	幼稚園等における 学級担任等の 常勤教員 ^{※2}	× ^{※3、※5}	× ^{※3}	○ ^{※4}	○ ^{※4}	○ ^{※4}
	幼稚園等における 非常勤講師等 ^{※2}	× ^{※5}	○ ^{※6}	○	○	○
(参考)適用 補助単価	在園児	基本分単価		長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価
	非在園児 ^{※7}	休日単価		長時間加算単価	休日単価	長時間加算単価

※1 長期休業期間における職員が通常勤務する日を含む。

※2 幼稚園型一時預かり事業と幼稚園等とが一体的に運営されており、一時預かり事業の必要教員数が1人の場合、当該幼稚園等からの支援職員については、職員の勤務形態等を問わず、幼稚園等の教員等が兼務できる。

※3 必要となる人件費が、幼稚園等の施設型給付の公定価格で措置されているため、一時預かり事業の配置職員数に算入不可。

※4 超過勤務・休日勤務を行う場合の人件費は、公定価格で措置されていないため、一時預かり事業の配置職員数に算入可。

※5 長期休業期間においては、幼稚園等の業務と必ずしも重複しないため、配置職員数に算入可。

※6 教育課程時間の勤務内容・時間との区分が契約・職務命令等により明確となるよう留意することが必要。

※7 非在園児の利用は、一時預かり事業(一般型)の併用により支援することを想定しているが、ごく少数の利用にとどまる場合は、一般型を併用することなく幼稚園型の支援対象として構わない。

2

【自治体向けFAQから再掲(一部修正のうえ抜粋)】 一時預かり事業(幼稚園型)Q&A

問1) 一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか？

答1) 基本分単価(通常単価・小規模施設単価)は、4時間/日の利用を基本として設定していますが、利用時間が4時間未満の利用者であっても同額となります。(園として4時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。)

また、教育時間と一時預かり時間の合計が8時間/日の場合は、一時預かりの時間数に関わらず基本分単価(同額)を適用し、8時間を超える場合は長時間加算単価が加わります。(例えば、教育時間が5時間の日に預かり時間を3時間とする場合や教育時間が3時間の日に預かり時間を5時間とする場合のいずれも、基本分単価(同額)が適用されます。)

問2) 一時預かりの利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか？

答2) 利用料について、国として一律の基準を設けませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断より、各園の設定に委ねることも可能です。

問3) 児童について、在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)となっていますが、2号認定の子ども(特例給付の子ども)に対しても、一時預かり事業の対象となりますか。

答3) 対象となります。

問4) 幼稚園型一時預かり事業については、年間延べ利用者数2,000人以下では補助単価が厚い設定となっていますが、広域利用で複数市町村に居住する子どもがおり、各々が少人数である場合には、市町村別の子ども延べ利用者数で考えるのでしょうか。それぞれの市町村の子ども延べ利用者数の合計で考えるのでしょうか。後者の場合、どのように調整すればよいのでしょうか。

答4) 補助単価は、施設当たりの年間延べ利用者数により設定することになります。設定の手順としては、まず施設所在地市町村が当該施設の預かり保育の利用実績等から年間延べ利用見込人数を算出し、当該人数に適用される補助単価案を算定の上、利用予定者の居住する市町村に当該補助単価案を連絡・調整し、各居住地市町村がそれぞれ当該案を踏まえ、補助単価を設定することを想定しています。

問5) 幼稚園型一時預かり事業の職員配置において、2人以上の配置を求めているところ、幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、1人でも可とされていますが、支援を行う幼稚園等の職員は公定価格の対象となっている学級担任等でも問題ないでしょうか。

答5) 幼稚園等の職員からの支援を受けており、必要職員数が1人で可とされる場合における幼稚園等からの支援者については、公定価格の対象となっている学級担任等が、公定価格の対象となっている時間内に兼務することも可能です。

問6) 市町村が幼稚園型一時預かり事業を実施することが困難な特別な事情がある場合は、具体的にどのように取り扱えばよいのでしょうか。

答6) 都道府県(新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局)においては、住民の利用ニーズがあるにもかかわらず事業実施が困難である理由などを当該市町村に確認するとともに、翌年度以降の事業の実施に向けた実施計画などを確認することが考えられます。この場合、平成26年度に私学助成の預かり保育補助の対象となっている私立幼稚園については、できる限り、預かり保育補助を継続して実施するようお願いいたします。(園庫補助対象とする予定)。なお、平成26年4月10日付3府省事務連絡にあるとおり、今後、国としても、各地方自治体の一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況を把握する予定です。

3

【幼稚園型における非在園児の利用の取扱い等】(新規に作成したもの)

問7) 幼稚園における非在籍園児の預かりはどのようにしますか？幼稚園型一時預かり事業で非在籍園児も併せて預かりを実施する場合、非在籍園児がどのくらいの人までなら実施可能となるのでしょうか？

答7) 幼稚園、保育所、認定こども園において非在籍園児を広く受け入れる場合は、非在籍園児の預かりは一般型による実施を基本とし、幼稚園等において在籍園児に対する一時預かりと併せて実施する場合は、同一園において幼稚園型と一般型を併用することとなります。
ただし、幼稚園型を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かるなかで非在籍園児をごく少数預かる場合には、幼稚園型として非在籍園児を預かることも可能とします。この場合、年齢別配置基準数以上の人数を配置することが必要(3歳未満児であっても保育士に限定するものではありません。)となり、また、設備・面積等の基準も満たす必要があることに留意が必要です。
なお、幼稚園型で非在籍園児の預かりを実施できる具体的な人数の上限などを国としてお示しする予定はありませんが、国の定める人員・設備・運営基準を満たすことを前提として、一般型により非在籍園児の預かりを支援することにより、地域の一時預かりニーズに適切に対応していただくようお願いします。

問8) 幼稚園型において非在籍園児を預かる場合において、対象を満3歳以上に限定することは可能でしょうか？

答8) 市町村の判断により、幼稚園型で併せて受け入れる非在籍園児の年齢に条件を設けることは可能ですが、
・非在籍園児の預かりニーズは、主として3歳未満であると考えられること、
・幼稚園型で実施する場合であっても年齢別配置基準数以上の職員を配置することや保育所と同様の設備基準の遵守が求められることを踏まえ、地域の一時預かりニーズと幼稚園の受入れ体制を併せて考慮し、適切な対応を講じて頂くようお願いします。

問9) 一時預かり事業(一般型)は土曜日実施も必須でしょうか？

答9) 一時預かり事業(一般型)は利用実績に応じた補助単価設定となっていることから、国の基準として土曜日実施を必須としているものではありません。
なお、市町村の判断で、土曜日実施を求めることは妨げられませんが、地域の確保状況を勘案しつつ、一時預かりニーズに適切に対応できるような事業設計をお願いします。

問10) 一時預かり事業について、「3歳児未満の3号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要」とされていますが、具体的にどのような制約がかかるのでしょうか。例えば、「週何回までの利用なら可」といった指針は示されるのでしょうか。

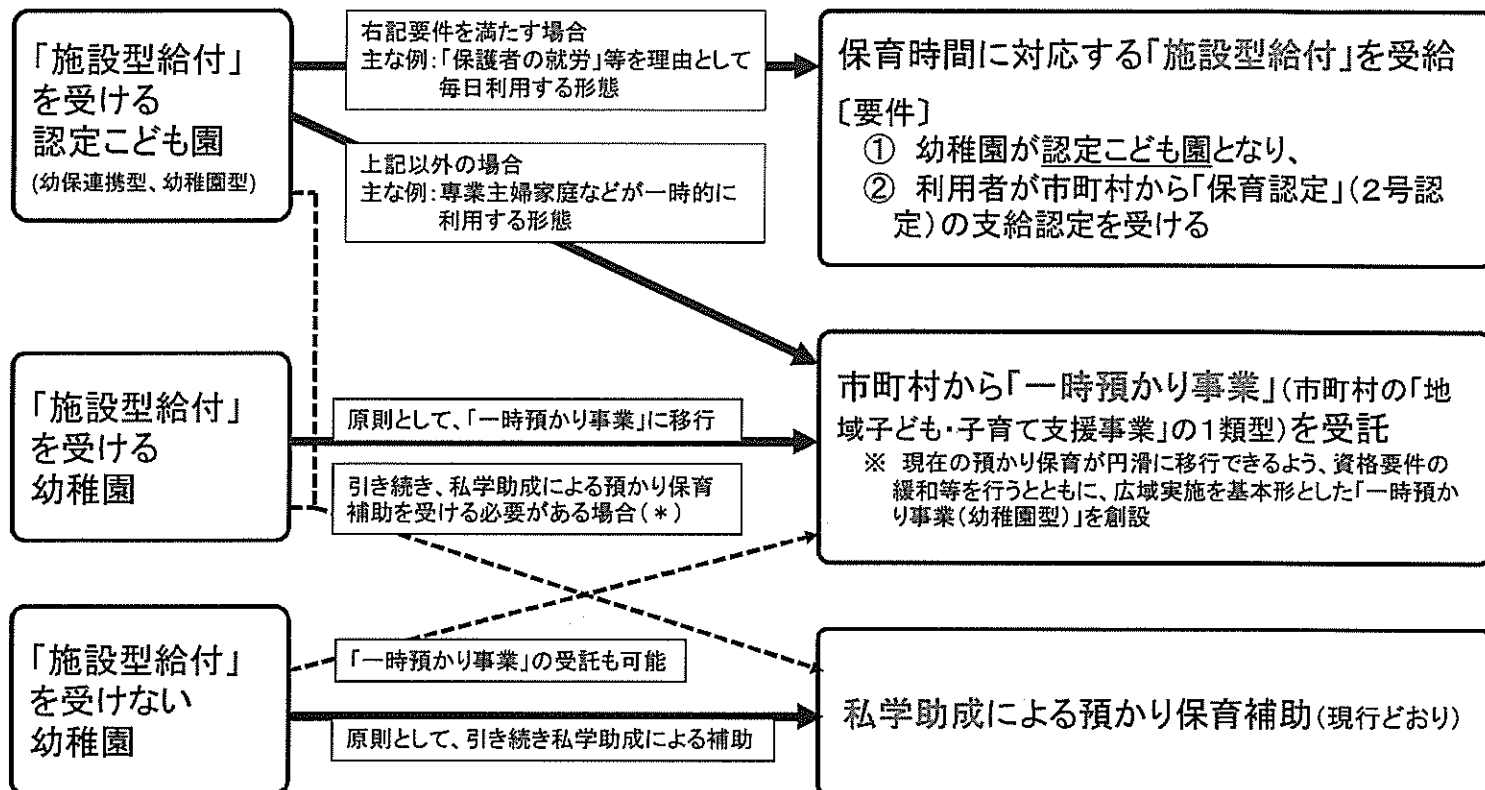
答10) 3歳未満児の3号認定以外の子どものうち、3号認定は受けていないが就労等の理由で利用するといった場合以外で、特定の施設を定期利用する場合には、一時預かりという事業の性格から制限が必要というものです。
国として利用制限等の具体的な指針を示す予定はありませんが、幅広い利用者が公平に利用できるよう、一時預かり事業の趣旨を踏まえ、適切に実施していただくようお願いします。

問11) 幼稚園等の職員からの支援を受けられる場合は、常時2人以上配置を求めないとされているが、同一の幼稚園等で幼稚園型と一般型を併用する場合であり、かつ、両事業を同じ場所で実施する場合、支援を行う幼稚園等の職員はそれぞれ1名で合計2名確保が必要でしょうか？

答11) そのように同じ場所で行う場合には、支援を行う幼稚園等の職員は1名でも可能です。なお、それぞれの事業での必要配置数が1人である場合に限られることに留意して下さい。

(参考) 各事業類型の基準について

類型	実施主体	対象となる児童	職員の類型等	設備運営基準
一般型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・その他の場所(小規模保育を想定) (・保育所(特例対象者のみ) →単価で差を設ける)	主に非在籍園児(主に0~2歳児) (想定される者) ・二号認定 ・三号認定 ・その他地域のこども ※3歳児未満の三号認定以外の子どもは、一時預かりという性格から制約が必要	・保育士 ・市町村長等が行う研修を修了した者(保育所等と一体的な場合) ・当該保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員(≠当該保育所等の事務員)	・児童福祉施設の設備運営基準(第32条、第33条第2項、第35条) ・半数以上は保育士(利用児童が3人以下の場合は児福則第1条の32に規定する研修と同等以上の内容を有するものと認められるものを修了した者を保育士みなし) ・保育士の人数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的な場合、専任保育士は1人で他は保育所等で保育その他の子育て支援に従事する職員(≠当該保育所等の事務員)として良い ※併用する場合、それぞれの類型の基準をいずれも満たすことが原則。
幼稚園型 ※在園児、非在園児の両者を預かる場合は、同一施設において一般型、幼稚園型の併用も可能	・幼稚園 ・認定こども園 ※保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む	主に在籍園児(主に3~5歳児) (想定される者) ・一号認定 ・二号認定	・保育士 ・幼稚園教諭 ・市町村長等が行う研修を修了した者	・児童福祉施設の設備運営基準(第32条、第33条第2項) ・半数以上は保育士又は幼稚園教諭 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園:幼稚園教育要領 ・幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・保育士又は幼稚園教諭の人数は2人を下ることはできないが、幼稚園等と一体的な場合、専任の保育士又は幼稚園教諭は1人で他は幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭に限る)として良い
余裕活用型	・保育所 ・認定こども園 ・家庭的保育事業等(居宅訪問型除く。)	・全て(家庭的保育事業等において制限なし)	・保育士 ・幼稚園教諭 ・家庭的保育事業者等として認可を受けている事業の従事者(居宅訪問型保育事業を除く)	・保育所:児童福祉施設の設備運営基準(全般) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園:認定こども園法第3条第1項に規定する主務大臣が定める設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園:幼保連携型認定こども園の設備運営基準 ・家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く):家庭的保育事業等の設備運営基準(居宅訪問型保育事業を除く)
居宅訪問型	・居宅訪問型保育事業者	・居宅訪問型事業と同様	・居宅訪問型保育事業者として認可を受けている事業の従事者	・家庭的保育事業等の設備運営基準



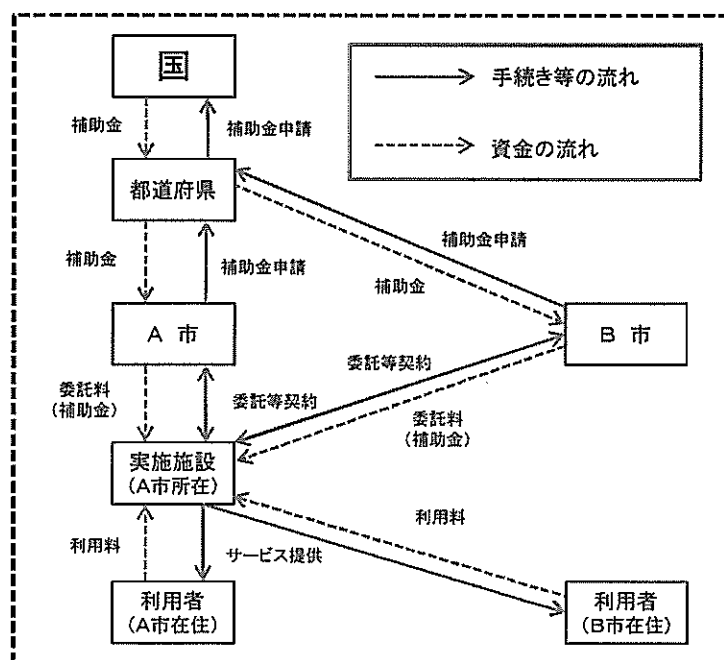
(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

(参考)基本的な実施形態

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について、市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が基本となる。

【利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形】



※ 利用者の居住市町村がそれぞれ補助金交付、施設との契約等を行う。
 ※ 実施施設の事務処理の簡素化の観点から、近隣市町村間において一部事務組合等を創設し、一部事務組合が請求を振り分ける等を行うことも考えられる。
 ※ 上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

(参考) 一時預かり事業 (幼稚園型) の補助単価について①

◎補助単価 (園児1人当たり日額)

(1)基本分単価

①通常単価 400円

○1日当たり平均利用園児数8名 (年間延べ利用見込み人数2,000人) を超える施設に適用

②小規模施設単価 利用規模 (年間延利用見込み人数) に応じ下記により算定した額

次のA及びBによりそれぞれ算定した額の合計額 (10円未満切り捨て)

- A 800千円を当該施設における年間延べ利用見込み人数 (平日のみ) で除した額 (小数点以下四捨五入)
- B 上記Aの額から①の額を減じた額

(例) 年間延べ利用見込み人数1,000人 (1日当たり平均4人) の場合

$$\begin{aligned} A & 800千円 \div 1,000人 = 800円 \\ B & 800円 - 400円 = 400円 \Rightarrow A+B = 1,200円 \end{aligned}$$

[設定の考え方]

- 1日当たり平均利用園児数8名 (年間延べ利用見込み人数2,000人) 以下の施設に適用
- 1施設当たり想定事業費額を年額1,600千円、補助下限額を年額800千円に設定 (A)
- 小規模施設の利用料が高額化しないよう利用者の負担軽減に配慮 (B)

(2)休日単価 補助単価 (園児1人当たり日額) 800円

※主に土曜日を実施する場合の終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

(3)長時間加算単価 補助単価 (園児1人当たり日額) 100円

※1日当たり4時間 (休日は8時間) を超えて実施する場合に、上記①~③の単価に加算。

※非在園児の補助単価は、上記(2)休日単価及び(3)長時間加算単価を適用

◎利用料

- 事業者において利用料を徴収できる。市町村で定める場合は、私学助成下での実施状況からの移行に配慮する。
- 補助単価と同額の日額利用料 (2. (1)②にあっては単価にかかわらず400円) を徴収することを想定して補助単価を積算しているが、補助率の定めのない定額補助であるため、設定額や徴収時期 (日額、月額・年額 (登録料) との組合せなど) の基準は定めない。

(参考) 一時預かり事業 (幼稚園型) の補助単価について②

【平均的規模の施設における一例】

- ・平日) 実施日数: 250日 (週5日×50週 ※長期休業期間含む)、1日平均利用者数: 16人
- ・休日) 実施日数: 50日 (週1日×50週)、1日平均利用者数: 8人
- ・長時間預かり 実施日: 250日 (※平日のみ)、1日平均利用者数: 8人

○基本分	400円×16人×250日=	1,600千円	想定利用料	1,600千円
○休日分	800円×8人×50日=	320千円		320千円
○長時間加算	100円×8人×250日=	200千円		200千円

公費補助額 計 2,120千円 (a) 計 2,120千円 (b)

想定利用料を含む総収入 (事業費総額) 計 4,240千円 (a)+(b)

【小規模施設における一例】

- ・平日) 実施日数: 250日 (週5日×50週 ※長期休業期間含む)、1日平均利用者数: 6人
- ・休日) 実施日数: 50日 (週1日×50週)、1日平均利用者数: 3人
- ・長時間預かり 実施日: 250日 (※平日のみ)、1日平均利用者数: 3人

○基本分	660円(※)×6人×250日=	990千円	想定利用料	600千円
	A 800千円÷1,500人(6人×250日)=533円			(400円×6人×250日=600千円)
	B 533円-400円=133円	(※) A+B=666円→660円		⇒ 想定事業費額として1,600千円を確保

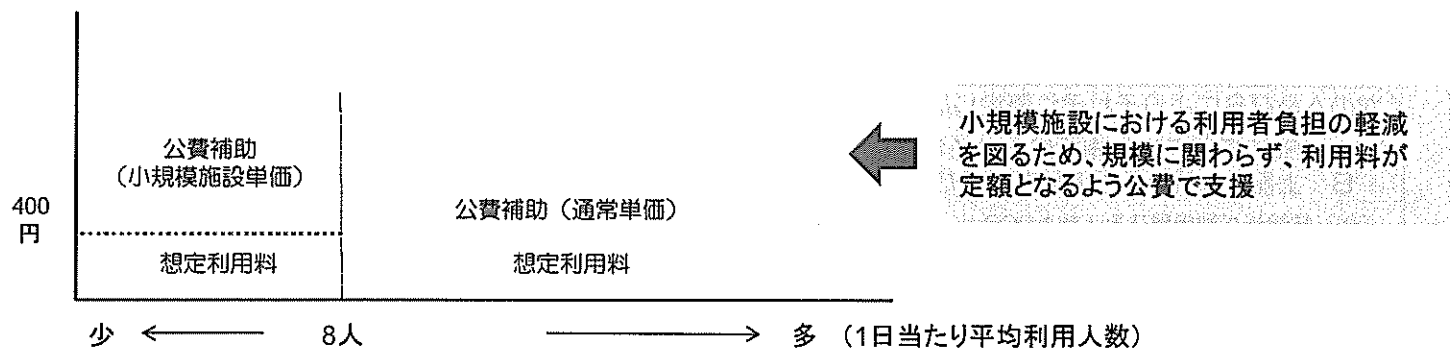
○休日分	800円×3人×50日=	120千円		120千円
○長時間加算	100円×3人×250日=	75千円		75千円

公費補助額 計 1,185千円 (a) 計 795千円 (b)

想定利用料を含む総収入 (事業費総額) 計 1,980千円 (a)+(b)

事業規模に応じた補助単価(基本分)、想定利用料、事業者収入等[イメージ]

【基本分単価及び想定利用料】(園児1人あたり日額)



【総収入(事業費総額)】(施設当たり年額)

